

みらいエコ住宅 2026 事業 基礎工事完了確認書

以下の住宅は、みらいエコ住宅 2026 事業の交付申請に係る要件の内、基礎の工事が完了したことを確認しました。

証明する建築士の情報

作成日	令和 年 月 日				
建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県*1		登録 番号	
フリガナ					
氏名		連絡先*2			

*1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

*2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅と交付申請に係る要件の情報

対象となる住宅の 所在地*1	〒	建物名 (共同住宅の場合)		階数*2	
基礎工事の完了日	令和 年 月 日 ※「作成日」以前であること				
住宅の立地	着工時点で該当する以下の項目すべて (①～⑧) にチェックを入れてください。 (必ず自治体に確認を行ってください) <input type="checkbox"/> ①「土砂災害特別警戒区域*3」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ②「急傾斜地崩壊危険区域*4」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ③「地すべり防止区域*5」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ④「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域*6」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ⑤「市街化調整区域」であって「浸水想定区域*7」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ⑥「『市街化調整区域以外の区域』かつ『災害危険区域*8』」であって、「土砂災害警戒区域*6」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ⑦「『市街化調整区域以外の区域』かつ『災害危険区域*8』」であって、「浸水想定区域*7」に立地する住宅ではない。 <input type="checkbox"/> ⑧ 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 88 条第 5 項の規定*9により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表された住宅ではない。 ⇒上記①、②、④～⑦のいずれかにチェックを入られない住宅のうち、以下の⑨に該当する住宅であることが確かめられた場合は、当該⑨にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> ⑨着工時点において、上記①、②、④～⑦のいずれかの区域*10に立地しているが、対策工事の完了等により、当該区域の指定の解除が予定*11されている地域に立地する住宅である。				

*1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

*2 建築物の地下を含めた階数

*3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害特別警戒区域(住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる(住宅(建物)の一部でも当該区域に該当する場合)区域を含む)

*4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づくもの

*5 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づくもの

*6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づくもの

*7 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づくもので、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3m 以上の区域をいいます。
洪水浸水想定区域: 想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

高潮浸水想定区域: 想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域

*8 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条に基づくもの

*9 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされています。

*10 ⑤又は⑦に掲げる区域については、「都道府県管理河川」に係る「浸水想定区域」のみを対象とし、「国管理河川」に係る「浸水想定区域」は対象外とする。

*11 対象となる区域の指定を行っている地方公共団体から、当該区域の指定の解除に係る情報(解除の時期を含む。)が公表されている場合に限る。

申告した書類等に虚偽が含まれていた場合、当該証明を行った建築士は建築士法等に基づき、免許の取消しなどの処分や罰則の適用の対象となる場合がありますので、ご注意ください。